

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成25年10月10日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂ひいらぎ・つばき石畳通地区建築協定

(2) 申請者の氏名

西井 征一

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町5丁目5番地、6番地1、6番地3から6番地6まで、7番地6、7番地7、16番地1から16番地5まで、17番地1から17番地3まで、18番地1、18番地2、18番地4、18番地5、19番地1から19番地3まで、20番地1、20番地2及び20番地12並びに同区同町6丁目2番地3、4番地1、9番地1から9番地3まで、10番地2、10番地3、11番地1、12番地1、12番地3から12番地11まで、12番地13、12番地14、24番1から24番12まで、25番地1、25番地2、26番地2から26番地4まで、26番地6及び26番地7

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町5丁目6番地2、7番地1から7番地5及び18番地3並びに同区同町6丁目4番地2、9番地4、10番地1、12番地2、12番地12、26番地1及び26番地5

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 25 年 10 月 10 日（木）から平成 25 年 10 月 30 日（水）まで
（ただし、京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 25 年 10 月 31 日（木）午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局会議室（北庁舎 7 階整備支援課内）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 溝上 省二
（都市計画局建築指導部建築指導課）